

千葉県建築物木材利用促進協定実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第15条の規定により、事業者が建築主である建築物における木材の利用に関する構想その他の事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下「建築物木材利用促進構想」という。）を定める場合、事業者等が県と当該建築物木材利用促進構想の達成に資するための協定を締結するために必要な事項を定めるものとする。

(事業者等の要件)

第2 県と協定を締結することができる事業者等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の目的を持ち、継続的に事業を行う事業者または事業者団体であること。
- (2) 千葉県内を対象区域として、建築物木材利用促進構想を定めるものであること。
- (3) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、協定を締結しようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のいずれかに該当する者がある場合には、協定締結の対象とならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(事前相談)

第3 事業者等が建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）を締結しようとするときは、県に事前相談を行うものとする。

(協定締結の申入れ)

第4 事業者等が協定を締結しようとするときは、県に建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書（様式第1号）（以下「申入れ書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申入れ書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業者等が法人の場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は、その住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 役員等名簿（様式第3号）

(4) その他知事が必要と定める書類

3 県は、申入れ書の提出を受けた場合には、形式的な不備がないことを確認の上、当該申入れ書を受理するものとする。なお、形式的な不備があった場合には、遅滞なく、申入れ者に対して補正を求め、又は不受理となる旨を通知するものとする。

(協定の期間)

第5 協定の期間は、協定締結の日から5年以内とする。

(協定の締結)

第6 県は、事業者等から第4の規定による協定締結の申入れがあった場合は、申入れ書に記載された取組内容に応じて、庁内関係課において調整の上、次の各号に照らして適当かを確認し、協定締結の応否に係る判断を行うものとする。ただし、関係する地方公共団体等がある場合は、別途調整の上決定するものとする。

(1) 法、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」、「千葉県内の建築物等における木材利用促進方針」

(2) 県の施策との整合及び当該施策への寄与度

(3) 各種法令に違反しないこと

(4) その他必要と認められる事項

2 県は、前項の規定により判断した結果を、事業者等に通知するとともに、応じる場合は協定を締結するものとする。

(協定の内容等)

第7 次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 事業者等の建築物木材利用促進構想
 - ア 構想の内容
 - イ 構想の達成に向けた取組の内容
- (3) 構想の対象区域
- (4) 協定期間
- (5) その他必要と認められる事項

(協定の変更)

第8 協定を締結した事業者等（以下「協定締結者」という。）は、協定内容を変更する必要がある場合は、建築物木材利用促進協定変更協議書（様式第4号）により、県に協議するものとする。

- 2 県は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。ただし、複数の地方公共団体等にまたがる協定の場合は、別途調整の上決定するものとする。
- 3 県は、前項の規定により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合は、変更協定を締結するものとする。

(協定の解除)

第9 協定締結者及び県は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は協定で定めた内容を履行しない場合は、建築物木材利用促進協定解除申出書（様式第5号）により、協定の解除を申出ることができるものとする。

- 2 前項による申出が行われた場合は、県と協定締結者間で協議の上、協定を解除するものとする。
- 3 県は、協定締結者が法令に違反した場合、または第2に定める要件を満たさない等協定締結者として適当でないと認められる場合は、協定を解除することができるものとする。

(取組実施状況等の報告)

第10 協定締結者は、年度毎に取組実施状況を取りまとめ、毎年4月20日までに取組実施状況報告書（様式第6号）（以下「状況報告書」という。）を、県に提出するものとする。

- 2 協定締結者は、協定期間が終了した場合は、協定期間全体に係る取組実績報告書（様式第7号）（以下「実績報告書」という。）を作成し、協定期間終了後1か月以内に、県に提出するものとする。
- 3 県は、第1項及び前項により提出された状況報告書及び実績報告書の写しを、庁内関係課と共有するものとする。

(協定の公表)

第 11 県は、協定を締結した場合は、協定内容のほか、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を、個人情報の取扱いに十分注意した上でホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第 12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和 5 年 6 月 7 日から施行する。

(様式第 1 号)

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

※整理番号：

※千葉県記入欄

年 月 日

千葉県知事様

氏名
申入れ者
住所

建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令第 1 条第 1 項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	
構想の達成に向けた取組の内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた取組の実施期間	

備考

- 1 ※の欄には記載しないこと。
- 2 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(様式第 2 号)

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名） ㊟

建築物木材利用促進協定締結の申入れを行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県建築物木材利用促進協定実施要領第 2 の 2 のアからウのいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、協定締結の申入れをするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県県警本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、建築物木材利用促進協定を締結しない又は協定を解除されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(様式第3号)

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

印

役員等名簿には、協定を締結しようとする者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。

(様式第4号)

建築物木材利用促進協定変更協議書

年 月 日

千葉県知事様

(協定締結者)

住所

氏名

年 月 日付けで締結した〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定について、下記のとおり変更したいので千葉県建築物木材利用促進協定実施要領第8の1の規定により協議します。

記

1 変更内容

(変更前)

(変更後)

2 変更理由

3 添付資料

(※変更内容、理由等が分かる資料を添付してください)

(備考)

- ・法人その他の団体にあつては、「住所」については、主たる事務所の所在地を、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(様式第5号)

建築物木材利用促進協定解除申出書

年 月 日

千葉県知事様

(協定締結者)

住所

氏名

年 月 日付けで締結した〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定について、解除したいので千葉県建築物木材利用促進協定実施要領第9の1の規定により申し出ます。

記

1 解除理由

(備考)

- ・法人その他の団体にあつては、「住所」については、主たる事務所の所在地を、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(様式第 6 号)

取組実施状況報告書

年 月 日

千葉県知事様

(協定締結者)

住所

氏名

年 月 日付けで締結した建築物木材利用促進協定の取組実施状況について、千葉県建築物木材利用促進協定実施要領第 10 の 1 の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告対象年度 ○○ 年度
- 2 協定名称 ○○○○に関する建築物木材利用促進協定
- 3 協定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 取組実施状況

	構想の達成に向けた取組の内容 (協定書記載内容)	取組の内容に対する実績 (報告対象年度の実績)	備考
1			
2			
3			

(備考)

- ・法人その他の団体にあつては、「住所」については、主たる事務所の所在地を、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・取組の内容を達成できなかった場合には、備考欄にその理由と今後の対応について記入してください。
- ・行が不足する場合は、適宜追加してください。
- ・4の取組実施状況について、別紙として添付することも可。

(様式第7号)

取組実績報告書

年 月 日

千葉県知事様

(協定締結者)

住所

氏名

年 月 日付けで締結した建築物木材利用促進協定の取組実績について、千葉県建築物木材利用促進協定実施要領第10の2の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 協定名称 ○○○○に関する建築物木材利用促進協定
- 2 協定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 取組実績内容 別紙のとおり

(備考)

- ・法人その他の団体にあつては、「住所」については、主たる事務所の所在地を、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(様式第7号 別紙)

	構想の達成に向けた取組の内容 (協定書記載内容)	取組の内容に対する実績		備考
		元号・年度	内容	
1				
2				
3				

※ 取組の内容を達成できなかった場合には、備考欄にその理由を記入してください。

※ 行が不足する場合は、適宜追加してください。